

東京医科歯科大学長尾優奨学資金による 学術奨励賞授与規則

〔平成16年 4月 1日〕
規則第192号

(趣旨)

第1条 東京医科歯科大学における「長尾優奨学資金」に基づく学術奨励賞（以下「賞」という。）の授与については、この規則に定めるところによる。

(奨励賞)

第2条 この規則において賞とは、前条に掲げる資金565万円を預託することによって生ずる収益金により授与する賞品をいう。

(受賞者の資格)

第3条 本資金により賞の授与を受ける者は、本学学部学生であって心身共に健全にして学業優秀と認められるものとする。

(授与人員および時期)

第4条 賞の授与人は若干名とし、毎年3月とする。

(受賞者の選考)

第5条 各学部教授会は、各学部に置かれる教育委員会の選考を経て、毎年学年末に受賞予定者を学長へ推薦するものとする。

(受賞者の決定)

第6条 受賞者は、教育戦略会議の議を経て学長が決定する。

2 教育戦略会議は、賞に関する次の事項を審議する。

- (1) 受賞者の選考に関する事項
- (2) 受賞人員に関する事項
- (3) 賞品に関する事項
- (4) その他必要な事項

(賞の授与)

第7条 賞は卒業時学長より本人に授与する。

(庶務)

第8条 賞に関する庶務は、学生支援・保健管理機構事務部学生支援事務室において処理する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年1月30日規則第13号）

この規則は、平成19年1月30日から施行し、平成19年1月15日から適用する。

附 則（平成25年1月15日規則第2号）

- 1 この規則は、平成25年1月15日から施行する。
- 2 東京医科歯科大学学術奨励賞受賞者選考委員会規則（平成16年規則第193号）は、廃止する。

附 則（平成25年5月29日規則第70号）

この規則は、平成25年5月29日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年8月8日規則第65号）

- 1 この規則は、平成26年8月8日から施行し、平成26年度の受賞者から適用する。
- 2 長尾優奨学資金（歯科技工士学校）による学術奨励賞授与規則（平成16年規則第232号）は、廃止する。

附 則（平成28年7月1日規則第111号）

この規則は、平成28年7月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。